

大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託
事業者選定基準

令和８年８月

大磯町

目次

1. 評価基準の位置付け	1
2. 参加資格審査（事務局審査）	1
3. 審査の手順（事業者選定委員会審査）	1
4. 受託候補者及び次点候補者の選定	2
5. 企画提案書に記載された提案の取扱い	2

別紙

「大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託プロポーザル評価基準書」

1. 評価基準の位置付け

大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託事業者選定基準は、大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領「11 審査及び結果通知」の審査方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めるものである。なお、審査は、大磯町（以下、「町」という。）に設置する大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。なお、事務局は大磯町政策総務部政策課情報化推進係。）が行う。

2. 参加資格審査（事務局審査）

参加希望者がプロポーザルの参加申し込みにより提出した書類の内容が、「大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託仕様書」の「4 前提条件」を充足しているかについて事務局が審査する。

前提条件を充足する場合は適格とし、参加希望者は企画提案書を提出することができる。前提条件を充足しない場合は失格とし、企画提案書を提出することはできない。

3. 審査の手順（事業者選定委員会審査）

企画提案者の企画提案書とプレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ、別紙「大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託 プロポーザル評価基準書」（以下、「評価基準」という。）に基づき選定委員会の各委員が評価する。なお、(3)見積金額は評価基準の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を選定委員会に報告する。

(1) 基本項目（5項目、配点50点）

本業務の目的や業務範囲の理解度、企画提案者及び本業務従事者の実績等の業務遂行力を評価する。なお、「会社実績」及び「作業責任者の実績」は、前提条件を充足する件数の記載がない場合は失格とする。

(2) 業務内容（11項目、配点170点）

本業務の業務内容に関する実施方針、実施方法、考慮点等について評価する。

(3) 見積金額（配点 30 点）

本業務の見積金額は評価基準の基準により事務局が定量評価を行う。なお、提案上限額を超過する場合は失格とする。

4. 受託候補者及び次点候補者の選定

- (1) 評価基準の項番 3 (1) から (3) の合計評価点を算定し、企画提案者の順位を決定する。
- (2) 評価基準の項番 3 (1) から (2) の合計評価点は、それぞれ各委員の評価点を項目ごとに平均して算出する。平均の算出にあたっては小数点第 2 位以下を切り捨てた点数とする。
- (3) 順位が 1 位の企画提案者を受託候補者、2 位の企画提案者を次点候補者とする。
- (4) 合計評価点と同じ企画提案者が 2 者以上の場合は、評価基準の項番 3 (2) 業務内容の評価点が高い者を上位とし、業務内容の評価点も同じ場合は、
 - (1) 基本項目のうち、作業責任者の実績の評価点が高い者を上位とする。これらすべての評価点と同じ場合は、選定委員会の判断で決定するものとする。
- (5) 評価基準の項番 3 (2) 業務内容について、各委員の評価点の平均が満点（170 点）の 6 割（102 点）を下回った場合は、失格とする。

5. 企画提案書に記載された提案の取扱い

受注者は、本プロポーザルで提出された企画提案書の内容について、町の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本業務の完了時に受注者側の責により企画提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、町は受注者に対して違約金等を請求する場合がある。